

## 明治九年「一筆限帳」より

竹田外志夫氏が町内会長の時、私に電話があつて、区長の筆筒の中を見てくれないかとの事で見せてもらった事がある。

歴代の区長もあまり関心がなかつたと見えて筆筒の中はむたむたであつた。

その時、私なりに大切だと思つた書類を何点か預かつてきたが「一筆限帳」も、後に町史編纂時に、専門家に褒められる程の貴重な史料であつたし、先に掲げた「村御印」も、現在町の「文化財」に指定されているものである事を思えばその時の調査はとても意義のある事であつたと、竹田氏の処置に感謝したい。

当時、福嶋に在住し田畑を所有している、人達を順番に掲載しており、又個人ごとに面積と値段も集計もしてあるので、明治維新後の福嶋の有様が一目瞭然に分る書類である。

### 一地一作人と太閤検地

一筆の土地について、これを保持し耕作する権利をただ一人に決めることは、太閤検地に始まる、幕藩体制下の土地・農民支配の原則とされた制度であつた。

このようにして一地については、ただ一人の領主と只一人の農民が中間に介在する者を排して、直接相對する事になつた。

このように豊臣秀吉は、征服地を増すごとに検地を実施し、土地についての権利関係を改めた上で知行地を給付し、また自己の蔵入れ地に編入した。

太閤検地の原則は

一間(六尺三寸)の検地竿を使用し、一間四方を一步

三百歩(十畝) 一段 十段(一町)として土地を丈量した。

地域的の政治的、經濟的の条件によつて差はあるが、水利・裏作麦の有無・干水損など種々の生産条件を考慮して、田畑を、

上・中・下・下の下の四段階に分け、一段当たりの標準収穫量を、

上田(一石五斗) 中田(一石三斗) 下田(一石一斗)

下下田(見計らい)、

上畑(一石二斗) 中畑(一石) 下畑(八斗) 下下畑(見計らい)

屋敷は上畑並みとして石盛りをつけ、京枡を採用し一筆毎に一人の耕作者を定め、その名を検地帳に記載することによつて耕作権を保証し、年貢納入の義務を負わせた。

「一筆限帳」は、以上の歴史の上に、その後の福嶋人を生活を左右したのであつた。